

第2章 個票

1 令和4年度市民参加手続実践事業一覧

No.	令和4年度 新規	令和4年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
1			(仮称)第6次調布市総合計画の策定	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査, パブリック・コメント手続	4,551	企画経営課
2			市民意識調査の実施	アンケート調査	1,193	企画経営課
3			調布市調布飛行場対策協議会	委員会・審議会	12	企画経営課
4			調布市教育大綱(第3期)の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	24	企画経営課
5			令和3年度 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書及び行政評価報告書, 行革プラン2019の公表	アンケート調査	0	企画経営課
6			調布市公共施設マネジメント計画の策定	パブリック・コメント手続, 説明会・意見交換会・ワークショップ	9	企画経営課
7	○		調布市デジタル化総合戦略0.5(素案)の策定	説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査, パブリック・コメント手続	366	デジタル行政推進課
8			調布市情報公開審査会	委員会・審議会	19	総務課
9			調布市個人情報保護審査会	委員会・審議会	40	総務課
10	○		(仮称)調布市個人情報保護法施行条例の制定	パブリック・コメント手続	5	総務課
11			調布市行政不服審査会	委員会・審議会	10	法制課
12			調布市消防委員会	委員会・審議会	8	総合防災安全課
13			調布市生活安全対策協議会	委員会・審議会	11	総合防災安全課
14			市長と語る・ふれあいトーク	説明会・意見交換会・ワークショップ	97	市民相談課
15	○		調布市生涯学習推進協議会	委員会・審議会	31	文化生涯学習課
16	○		生涯学習に関するアンケート調査	アンケート調査	483	文化生涯学習課
17			市民活動支援センターの運営	委員会・審議会	127	協働推進課
18			地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	説明会・意見交換会・ワークショップ	74	協働推進課
19		○	地域福祉センターの運営	説明会・意見交換会・ワークショップ	508	協働推進課
20			調布市男女共同参画推進センター運営委員会	委員会・審議会	28	多様性社会・男女共同参画推進課
21	○		パートナーシップ宣誓制度の創設	パブリック・コメント手続	18	多様性社会・男女共同参画推進課
22			調布市スポーツ推進審議会	委員会・審議会	30	スポーツ振興課
23			調布市スポーツ推進委員会	委員会・審議会	215	スポーツ振興課
24	○		調布市スポーツ推進計画の策定	アンケート調査	3,657	スポーツ振興課
25			調布市障害者スポーツの振興における協議体	委員会・審議会	30	スポーツ振興課

No.	令和4年度 新規	令和4年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
26			調布市子ども・子育て会議	委員会・審議会	55	子ども政策課
27			調布市次世代育成支援協議会	委員会・審議会	55	子ども政策課
28	○		(仮称)調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】(素案)の策定	パブリック・コメント手続, 委員会・審議会	41	子ども政策課
29	○		調布市子どもの生活実態に関する調査(ヤングケアラー実態調査)	アンケート調査	8,025	子ども政策課
30			調布市ひとり親家庭等アンケート調査	アンケート調査	530	子ども家庭課
31			児童館運営会議	委員会・審議会	366	児童青少年課
32			乳幼児施設連絡会	説明会・意見交換会・ワークショップ	260	児童青少年課
33			学童クラブ・放課後子供教室利用状況調査	アンケート調査	1,298	児童青少年課
34			調布市児童館の民間活力の活用	説明会・意見交換会・ワークショップ	73	児童青少年課
35	○		放課後子供教室の名称変更及び「やりたい遊び」アンケート	アンケート調査	1,378	児童青少年課
36			調布市地域福祉推進会議	委員会・審議会	107	福祉総務課
37			避難支援者連絡会	説明会・意見交換会・ワークショップ	17	福祉総務課
38			調布市再犯防止推進計画策定委員会	委員会・審議会	40	福祉総務課
39			新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	委員会・審議会	137	福祉総務課 企画経営課
40	○		調布市高齢者総合計画の策定	委員会・審議会, アンケート調査	3,430	高齢者支援室
41			調布市障害者地域自立支援協議会	委員会・審議会	164	障害福祉課
42			調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	委員会・審議会	19	障害福祉課
43	○		調布市障害者総合計画の策定	委員会・審議会, アンケート調査	95	障害福祉課
44			調布市子ども発達センター運営会議	委員会・審議会	7	子ども発達センター
45			調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	委員会・審議会	17	子ども発達センター
46	○		個別記録票「i-ファイル」に係る検討	アンケート調査	104	子ども発達センター
47			調布市健康づくり推進協議会	委員会・審議会	27	健康推進課
48	○		調布市民の健康づくりに関する意識調査	アンケート調査	1,849	健康推進課
49			調布市国民健康保険運営協議会	委員会・審議会	60	保険年金課
50			調布市環境保全審議会	委員会・審議会	42	環境政策課
51	○		「みんなの森」保全管理作業支援業務	説明会・意見交換会・ワークショップ	36	緑と公園課

No.	令和4年度 新規	令和4年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
52			凸凹山児童公園及びび若宮自然広場等整備プランの策定	説明会・意見交換会・ワークショップ、アンケート調査	417	緑と公園課
53	○		令和元年東日本台風(台風19号)に伴う浸水被害への市の取組に関する市民説明会	説明会・意見交換会・ワークショップ	102	下水道課
54			調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	委員会・審議会	74	ごみ対策課
55			調布市一般廃棄物処理基本計画の策定	委員会・審議会、パブリック・コメント手続	50	ごみ対策課
56			都市計画決定手続に係る市民参加(都市計画審議会の運営)	委員会・審議会	73	都市計画課
57			調布市景観審議会の運営	委員会・審議会	17	都市計画課
58			調布市景観まちづくり市民検討会	説明会・意見交換会・ワークショップ	41	都市計画課
59			地区計画制度を活用した街づくり	説明会・意見交換会・ワークショップ	1,057	都市計画課
60	○		調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定	アンケート調査、説明会・意見交換会・ワークショップ	3,254	都市計画課
61	○		第二期調布市空き家等対策計画の策定	委員会・審議会、パブリック・コメント手続	33	住宅課
62	○		調布市居住支援協議会の運営	委員会・審議会	29	住宅課
63	○		調布市住宅マスタープランの策定	委員会・審議会、パブリック・コメント手続	24	住宅課
64			調布駅前広場の整備	説明会・意見交換会・ワークショップ	87	街づくり事業課
65			調布市道路網計画における計画検討路線の検討	説明会・意見交換会・ワークショップ	127	街づくり事業課
66	○		生活道路、鉄道敷地の整備	説明会・意見交換会・ワークショップ	242	街づくり事業課
67	○		都市計画道路の整備(3・4・28号線)	説明会・意見交換会・ワークショップ	19	街づくり事業課
68	○		武蔵野の路(二子・是政コース)の愛称名設定	アンケート調査	277	道路管理課
69			バリアフリー事業の推進	委員会・審議会、説明会・意見交換会・ワークショップ	63	交通対策課
70			調布市自転車等駐車対策協議会	委員会・審議会	11	交通対策課
71			ミニバス西路線(調43)事業	委員会・審議会	40	交通対策課
72			北部地域公共交通(実証実験)事業	委員会・審議会、説明会・意見交換会・ワークショップ、アンケート調査	2,407	交通対策課
73			調布市総合交通計画の改定	委員会・審議会、パブリック・コメント手続	62	交通対策課
74			建築審査会	委員会・審議会	47	建築指導課
75			調布市教育委員会定例会・臨時会	委員会・審議会	113	教育総務課
76	○		調布市教育プランの策定	委員会・審議会、パブリック・コメント手続	61	教育総務課
77			調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	委員会・審議会	3	教育総務課

No.	令和4年度 新規	令和4年度 再開	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
78	○		第2期調布市特別支援教育推進計画の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	21	指導室
79	○		調布市立学校における教育の情報化推進計画の策定	パブリック・コメント手続	6	指導室
80			調布市社会教育委員の会議	委員会・審議会	90	社会教育課
81	○		調布市社会教育計画の策定	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査, パブリック・コメント手続	364	社会教育課
82			調布市公民館運営審議会の運営	委員会・審議会	66	東部公民館 西部公民館 北部公民館
83			調布市立図書館協議会	委員会・審議会	46	図書館
84			図書館利用者懇談会	説明会・意見交換会・ワークショップ	7	図書館
85	○		調布市立図書館緑ヶ丘分館移転についての説明会	説明会・意見交換会・ワークショップ	7	図書館
86	○		第4次調布市子ども読書活動推進計画の策定	パブリック・コメント手続	2	図書館
87			調布市文化財保護審議会	委員会・審議会	57	郷土博物館
88	○		下布田遺跡保存活用整備検討委員会	委員会・審議会	36	郷土博物館
89	○		下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ	説明会・意見交換会・ワークショップ	106	郷土博物館
90	○		(仮称)調布市議会の個人情報の保護に関する条例の制定	パブリック・コメント手続	7	議会事務局
					39,323	

※令和4年度の新規事業は31事業です。

2 市民参加手続実践事業調査票

令和4年度の市民参加手続実践事業について、概要をまとめた調査票を市の組織(部)別に掲載しています。調査票の見方は下記を御参照ください。

また、各取組及び公表項目は、平成22年3月に策定した市民参加手続ガイドラインに準じて設定しています。

【市民参加手続実践事業調査票の見方】

実践事業名には、実際に市民参加を行った事業名を、事務事業名には、行政評価における事務事業名を記載しています。

事業の説明と目的や方法について記載しています。

No. **				
市民参加手続 実践事業名				所管部課名
事務事業名				電話番号
事業の概要 (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
合 計			人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続実施に当たっての課題と対応策や、コロナ禍における工夫等を記載しています。

実施段階ごとに、実施した市民参加手続について、実施日・回数、参加延人数等を記載しています。備考欄には、委員会・審議会名やアンケートの回答率等を記載しています。

「委員会・審議会」の場合、委員会等の名称と傍聴者数を記載しています。
「説明会・意見交換会」の場合、対象者と開催場所を記載しています。

行政経営部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加延人数	所管課
1	(仮称)第6次調布市総合計画の策定	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査, パブリック・コメント手続	4,551	企画経営課
2	市民意識調査の実施	アンケート調査	1,193	企画経営課
3	調布市調布飛行場対策協議会	委員会・審議会	12	企画経営課
4	調布市教育大綱(第3期)の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	24	企画経営課
5	令和3年度 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書及び行政評価報告書, 行革プラン2019の公表	アンケート調査	0	企画経営課
6	調布市公共施設マネジメント計画の策定	パブリック・コメント手続, 説明会・意見交換会・ワークショップ	9	企画経営課
7	調布市デジタル化総合戦略0.5(素案)の策定	説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査, パブリック・コメント手続	366	デジタル行政推進課

市民参加手続 実践事業名	(仮称)第6次調布市総合計画の策定	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	総合計画の策定・推進事務	電話番号	042-481-7368	
事業の概要 (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
<p>令和5年度を初年度とする新たな総合計画(基本構想・基本計画)の策定に向け、市民との協働による検討組織「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置し、令和4年度は全11回の会議を開催した。 広く市民の意見を聴取するため、市が主催するイベントでのアンケート調査に加え、市立小・中学校の児童・生徒に対し、アンケート調査を実施したほか、無作為抽出の市民3000人に対するアンケート調査も実施した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	11回	239	調布市基本構想策定 推進市民会議
構想段階	アンケート調査	5月15日, 7月2日, 8月27 日, 10月8日, 11月19日	1,647	イベントでのアンケート調査
構想段階	アンケート調査	6月15日~6月30日	1,297	市立小・中学校でのアンケート調 査(小学校2校・中学校1校)
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	9月16日, 9月17日	24	基本構想(素案)に関する市民説明会 (あくろすホール・オンライン)
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	9月9日~10月11日	22	基本構想(素案)に係るパブリック・ コメント手続 意見数98件, 令和4年12月策定
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	10月30日, 10月31日	17	基本計画の策定に関する タウンミーティング(オンライン)
構想段階	アンケート調査	12月12日~12月28日	1,286	基本計画策定に関する市民アンケート 調査(回答率42.9%)
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	12月23日~1月23日	19	基本計画(素案)に係るパブリック・ コメント手続 意見数62件, 令和5年2月策定
合 計			4,551	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 (時間・場所等参加しやすさへの工夫, 情報提供の工夫など)				
<p>○調布市基本構想策定推進市民会議については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンサイトとオンラインを併用して開催し、市民参加機会を確保した。 ○アンケート調査では、市が開催するイベントにおいてブースを設置し、来場する市民に広くアンケートに回答してもらうよう工夫した。説明会、タウンミーティングについては、平日の夜間及び土曜日の昼間に開催し、幅広い年齢層が参加できるように開催日時を設定した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	市民意識調査の実施	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	市民意識調査の実施	電話番号	042-481-7368	
事業の概要 (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
<p>「調布市基本計画」における各施策の達成度を測る「まちづくり指標」の現状値や、市民が日常感じているくらしの満足度、市が行う施策に関する市民ニーズ等を把握し、今後の市政・まちづくりに活用するため、無作為抽出した満16歳以上の市民約3000人に対するアンケート調査を行った。対象者に調査票を郵送で送付し、返信用封筒にて回答していただいた。 今回の調査では、L o G o フォームを活用し、オンラインでの回答を可能とした。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	11月14日~12月15日	1,193	調布市民意識調査 (回答率39.8%)
合 計			1,193	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 (時間・場所等参加しやすさへの工夫, 情報提供の工夫など)				
<p>○アンケートの回答期間中に、御礼状兼協力依頼状のはがきを送付し、回答率の向上に努めた。 ○例年、住民基本台帳から、性別・年齢・地域別の人口構成に合わせて無作為に抽出した3000人に調査票を配布しているが、年齢が高くなるにつれて回答率が高くなる傾向にあり、人口構成比・回答率のどちらも低い若年層の回答数確保には課題がある。 ○L o G o フォーム等のオンラインでも回答しやすいよう、設問数やレイアウトの工夫が必要である。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市調布飛行場対策協議会	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	調布飛行場対策協議会の運営	電話番号	042-481-7368	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市調布飛行場対策協議会は、地域の自治会から推薦されている市民や学識経験者などで構成されている。東京都調布飛行場の管理運営に関し、市民の生活環境の保全を図るため、飛行場及び関連施設の新設並びに改良工事（軽微なものを除く。）に関する事、航空路線及び変更に関する事、離着陸の制限等の変更に関する事、騒音及び安全対策の基本的事項に関する事、新たな機種 of 航空機の飛行場使用に関する事、飛行場管理者に対する要望事項に関する事、その他市長が必要と認める事項に関する事について協議し、その結果を市長に報告する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	12月26日	12	調布市調布飛行場対策協議会 (傍聴者0人)
合 計			12 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○令和4年度は、調布飛行場の概要説明や調布飛行場の諸課題解決に向けた取組について報告した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市教育大綱（第3期）の策定	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	総合教育会議の運営	電話番号	042-481-7368	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が定める教育に関する根本的な方針として、平成28年2月に調布市教育大綱を策定した。平成31年3月策定の調布市教育大綱（第2期）が、令和4年度に対象期間の最終年度を迎えたことから、市長と教育委員会が教育大綱の策定や教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策について協議・調整を行う調布市総合教育会議での議論や、パブリック・コメント手続による市民意見を踏まえ、令和5年度から令和8年度までを対象期間とする調布市教育大綱（第3期）を策定した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	12月23日	6	総合教育会議 (傍聴者なし)
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	2月1日～3月3日	11	意見数17件 令和5年3月策定
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	3月30日	7	総合教育会議 (傍聴者1人)
合 計			24 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○傍聴者やパブリック・コメント手続における意見提出数が少ないことについて課題がある。市報や市ホームページなどに留まらずSNSなど様々な広報媒体で早めに周知することが必要である。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	令和3年度 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書及び 行政評価報告書、行革プラン2019の公表	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	行政評価システムに基づく行財政運営の推進 行革プランの策定・推進事務	電話番号	042-481-7362	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
行政評価や施策、事務事業、行革プランの今後の取組の参考とするため、アンケート票を添付した「令和3年度 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書及び行政評価報告書」及び「行革プラン2019<令和3年度の取組状況>」（冊子）を各公共施設に配架することで、市民参加の機会を設けた。 アンケート票では、評価内容、評価結果、公表内容、公表方法、取組全般等について御意見等を伺うものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等で受領するものとした。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	9月5日～（通年実施）	0	
合 計			0 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○幅広い年齢層からの市民参加を得るため、当該冊子を各公共施設等に配架した。 ○今後も行政評価や施策、事務事業、行革プランに関する取組の公表を行うに当たっては、継続して当該取組を実施していく。				

市民参加手続 実践事業名	調布市公共施設マネジメント計画の策定	所管部課名	行政経営部 企画経営課	
事務事業名	公共施設関係検討事務	電話番号	042-481-7510	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
個別施設における今後の在り方・方向を示す調布市公共施設マネジメント計画の策定に向け、広く市民の意見を聴取するため、パブリック・コメント手続を実施した。また、パブリック・コメント手続の実施と併行して、「調布市公共施設マネジメント計画（素案）」の内容を直接市民に説明し、御意見を伺うための意見交換会を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	12月23日～1月23日	7	意見数26件、令和5年2月策定
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	12月24日、26日	2	調布市公共施設マネジメント計画 （素案）の意見交換会（教育会館） ※12月26日は参加希望者なし
合 計			9 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○パブリック・コメント手続の実施と併せて、同期間中に市民に対して計画（素案）の内容を直接説明し、意見を伺う機会を設けることで、広く市民から意見聴取を行えるよう努めた。 ○計画策定時における意見提出人数や意見交換の参加者数が多くないことから、意見募集の周知や意見聴取の機会の確保について、更なる工夫を検討する必要がある。今後における計画に基づく個別施設の具体的な取組の推進に当たっても、市民意見の把握に関しては、同様の工夫が必要となる。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市デジタル化総合戦略0.5（素案）の策定	所管部課名	行政経営部 デジタル行政推進課	
事務事業名	調布市デジタル化総合戦略0.5（素案）の策定	電話番号	042-441-6117	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
国の自治体DX推進計画の内容をベースに策定した調布市デジタル化基本戦略を引き継ぎ、さらに官民データ活用推進基本法やデジタル社会の実現に向けた重点計画の考え（「デジタルの活用により一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」）を踏まえ、調布市総合計画における基本計画や行革プランの各コンテンツにデジタル技術を活用して基本構想に掲げたまちの将来像を実現するツールとして「調布市デジタル化総合戦略」を策定した。本戦略の素案に対し、市民から意見を募集するためパブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	12月23日～1月23日	6	意見数21件、令和5年2月策定
計画策定・条例制定段階	アンケート調査	11月16日～ (通年実施)	350	インターネットアンケート
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	8回	10	市民 (たづくり1001会議室)
合 計			366	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○パブリック・コメント手続の実施に当たっては、意見募集開始前及び意見募集実施中に市報による広報を行ったほか、各公共施設へ条例案を配架した。				
○幅広い年齢層からの市民意見を得るため、「デジタル行政推進課公式note（ノート）」※を活用するなど周知を図った。				
※note（ノート）…簡易な操作で、文章・イラスト・写真などのコンテンツを投稿できる総合メディアプラットフォーム（配信サイト）				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

総務部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
8	調布市情報公開審査会	委員会・審議会	19	総務課
9	調布市個人情報保護審査会	委員会・審議会	40	総務課
10	(仮称)調布市個人情報保護法施行条例の制定	パブリック・コメント手続	5	総務課
11	調布市行政不服審査会	委員会・審議会	10	法制課
12	調布市消防委員会	委員会・審議会	8	総合防災安全課
13	調布市生活安全対策協議会	委員会・審議会	11	総合防災安全課

市民参加手続 実践事業名	調布市情報公開審査会	所管部課名	総務部 総務課	
事務事業名	情報公開事務	電話番号	042-481-7370	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市情報公開審査会は、調布市情報公開条例に基づき昭和63年10月1日に設置し、市民及び学識経験者によって組織する。第三者機関である審査会が、情報公開請求に係る公開決定等の当否について審議すること、また、情報公開制度全般の改善や情報公開の重要な事項について、実施機関に意見を述べることにより、調布市情報公開条例の公正かつ民主的な運営を確保する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	19	情報公開審査会 (傍聴者0人)
合 計			19 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○諮問内容及び報告内容が多くなることや、その分野が多岐に渡ることがあるため、審査会において委員が意見を出しやすいよう資料の事前送付を行っている。</p> <p>○審査会の開催日程について、より多くの委員が出席できるよう配慮している。</p> <p>○委員については、連続して務めていただいている方も多いため、その知識と経験を生かし、より良い運営に繋げていきたい。</p> <p>○審査会中は会場の換気を常に行い、会場にはパーテーションやアルコール消毒液を設置して感染防止に努めた。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市個人情報保護審査会	所管部課名	総務部 総務課	
事務事業名	個人情報保護事務	電話番号	042-481-7370	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市個人情報保護審査会は、調布市個人情報保護条例に基づき、平成12年4月1日に設置され、市民及び学識経験者によって組織する。内容や収集方法など、個人情報の例外的な取扱いを行う場合に、審査会は実施機関からの諮問について審議し、承認・不承認の答申をする。また、個人情報の保護に関する重要な事項について審議し、実施機関に対して意見を述べる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	40	個人情報保護審査会 (傍聴者5人)
合 計			40 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○諮問内容及び報告内容が多くなることや、その分野が多岐に渡ることがあるため、審査会において委員が意見を出しやすいよう資料の事前送付を行っている。</p> <p>○審査会の開催日程について、より多くの委員が出席できるよう配慮している。</p> <p>○委員については、連続して務めていただいている方も多いため、その知識と経験を生かし、より良い運営に繋げていきたい。</p> <p>○審査会中は会場の換気を常に行い、会場にはパーテーションやアルコール消毒液を設置して感染防止に努めた。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	(仮称) 調布市個人情報保護法施行条例の制定	所管部課名	総務部 総務課	
事務事業名	個人情報保護事務	電話番号	042-481-7370	
事業の概要 (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
<p>条例案の概要について、令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、法で委任された事項等を定める条例を制定するため、調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、意見募集を行う。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	9月12日～10月11日	5	意見数30件、 令和4年12月20日制定
合 計			5	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
<p>○パブリック・コメント手続の実施に当たっては、意見募集開始前及び意見募集実施中に市報による広報を行ったほか、各公共施設へ条例案の概要を配架した。 ○多くの意見を受けるため、提出方法においてインターネットアンケートフォームによる募集も実施した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市行政不服審査会	所管部課名	総務部 法制課	
事務事業名	調布市行政不服審査会	電話番号	042-481-7339	
事業の概要 (市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
<p>行政不服審査法に基づき審査庁から受けた諮問に対して答申をすることにより、審理員による審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を確認し、もって裁決の客観性・公正性を確保するもの。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	9月1日, 10月14日	10	調布市行政不服審査会 (非公開)
合 計			10	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 (時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
<p>○委員会の設置に関して、市ホームページ上で情報提供した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市消防委員会	所管部課名	総務部 総合防災安全課	
事務事業名	消防団の円滑な運営	電話番号	042-481-7348	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市消防委員会は、消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の定員・報酬・手当及びサービスに関することや、消防施設の改善に関すること等必要な事項について調査審議のうえ答申し、又は意見を述べる諮問機関である。委員会は、学識経験者及び関係機関で構成する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	8月17日	8	消防委員会 (傍聴者0人)
合 計			8 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○委員の欠席があった場合、委員会において意見やニーズを把握できない場合が考えられるため、開催日時の設定については事前に調整を行うなどの配慮が必要。 ○平成28年4月に施行した「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市報や市ホームページ等で傍聴案内を行ったほか、会議資料を含む会議結果の公表を行った。				

市民参加手続 実践事業名	調布市生活安全対策協議会	所管部課名	総務部 総合防災安全課	
事務事業名	生活安全対策協議会の実施	電話番号	042-481-7547	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民の生活安全に関する意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全な市民生活の保持に寄与することを目的とし、市民の生活安全の意識の高揚を図るための啓発や市民の自発的な生活安全活動に対する援助に関し、関係機関と相互に協力、連絡調整を図るため、調布市生活安全対策協議会を設置する。協議会は、調布地区防犯協会会員のほか、調布警察署職員、調布市消防団本部員、調布消防署員、市職員で構成する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月21日	6	生活安全対策協議会 (非公開)
事業評価の段階	委員会・審議会	2月8日	5	生活安全対策協議会 (非公開)
合 計			11 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○委員の欠席があった場合、委員会において意見やニーズを把握できない場合が考えられるため、開催日時の設定については事前に調整を行うなどの配慮が必要。 ○調布市生活安全対策協議会は、調布市情報公開条例に定める非公開情報に該当する議題を取り扱うため、非公開で開催しているが、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページ等で会議結果の公表を行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
14	市長と語る・ふれあいトークン	説明会・意見交換会・ワークショップ	97	市民相談課

市民参加手続 実践事業名	市長と語る・ふれあいトークング	所管部課名	市民部 市民相談課	
事務事業名	ふれあいトークング運営事業	電話番号	042-481-7033	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民から市政やまちづくりについての意見や提案をお聴きし、市長が市の考え方などについて直接説明することにより、市政への関心を高め一緒に考えてもらう機会を提供することを目的に実施した。また、円滑な運営を通じて多様な世代の意見などを把握し、市の施策に生かすため、庁内で情報共有に努めた。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	8月27日, 11月27日 2月26日	97	市民 (教育会館, あくろす)
合 計			97 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○開催に当たっては、幅広い年齢層に参加していただくために住民基本台帳から無作為に抽出した市民に開催通知を送付し、参加を呼び掛けた。</p> <p>○開催日は土曜日もしくは日曜日としたほか、参加者には事前に関心事項をお聴きし、出来るだけ多くの参加者が発言できるように努めた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止策として参加者を事前申込者のみに限定し、人数制限や検温・手指消毒の実施等の対策を講じて開催した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

生活文化スポーツ部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加延人数	所管課
15	調布市生涯学習推進協議会	委員会・審議会	31	文化生涯学習課
16	生涯学習に関するアンケート調査	アンケート調査	483	文化生涯学習課
17	市民活動支援センターの運営	委員会・審議会	127	協働推進課
18	地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	説明会・意見交換会・ワークショップ	74	協働推進課
19	地域福祉センターの運営	説明会・意見交換会・ワークショップ	508	協働推進課
20	調布市男女共同参画推進センター運営委員会	委員会・審議会	28	多様性社会・男女共同参画推進課
21	パートナーシップ宣誓制度の創設	パブリック・コメント手続	18	多様性社会・男女共同参画推進課
22	調布市スポーツ推進審議会	委員会・審議会	30	スポーツ振興課
23	調布市スポーツ推進委員会	委員会・審議会	215	スポーツ振興課
24	調布市スポーツ推進計画の策定	アンケート調査	3,657	スポーツ振興課
25	調布市障害者スポーツの振興における協議体	委員会・審議会	30	スポーツ振興課

市民参加手続 実践事業名	調布市生涯学習推進協議会	所管部課名	生活文化スポーツ部 文化生涯学習課	
事務事業名	学習活動及びまちづくりへの参加の促進	電話番号	042-481-7745	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市生涯学習推進協議会条例に基づき、必要な生涯学習事業及び生涯学習施設の在り方について検討協議し、答申するため、生涯学習について広い識見と経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員10人以内で組織する調布市生涯学習推進協議会を設置・運営するもの。 令和4年度においては、生涯学習に取り組む各種市民団体等へのアンケート調査及び市内活動団体からのヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ「調布市における生涯学習の振興に向けた基本的な考えについて（答申）」を取りまとめた。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	12月13日, 1月17日, 2月15日	31	生涯学習推進協議会 (傍聴者2人)
合 計			31	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○生涯学習分野に係る様々な分野から委員を選定した。 ○市民公募委員2人を選定した。 ○各委員が参加しやすい時間帯に開催した。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議当日の参加者の検温・アルコール消毒等を実施した。				

市民参加手続 実践事業名	生涯学習に関するアンケート調査	所管部課名	生活文化スポーツ部 文化生涯学習課	
事務事業名	学習活動及びまちづくりへの参加の促進	電話番号	042-481-7745	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
生涯学習を取り巻く地域課題の整理に向け、生涯学習に取り組む各種市民団体等へのアンケートを実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	12月20日～1月18日	483	生涯学習に関するアンケート 調査
合 計			483	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○公共施設のほか各団体経由で依頼するなど、より多様な意見聴取に努めた。 ○インターネットからの回答を可とするなど、回答しやすさを工夫した。 ○市公式LINEを活用するなど、効果的な周知方法を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	市民活動支援センターの運営	所管部課名	生活文化スポーツ部 協働推進課	
事務事業名	市民活動支援センターの運営	電話番号	042-481-7036	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民活動支援センターは「市民活動は市民が支える」という観点から、運営団体を公益な社会貢献活動を行う（社会福祉法人）調布市社会福祉協議会に業務委託し、市民との協働事業と位置付け運営している。センターの運営に当たっては、幅広い分野で活動する市民やNPO等から構成される、市民活動支援センター運営委員会において意見交換し、市民のニーズを運営方針に反映させるとともに、定例の打合せの場を活用し、市と運営団体の意思疎通を図っている。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	11回	127	市民活動支援センター運営委員会 (傍聴者0人)
合 計			127 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市民活動支援センター内に、市民活動の支援と活性化を目的として貸出スペース「はばたき」を設け、市民活動団体に無料で活動場所を提供している。令和4年度は「はばたき」の効果的な活用のため、利用者等の意見を踏まえ、レイアウト変更の検討を行った。				

市民参加手続 実践事業名	地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	所管部課名	生活文化スポーツ部 協働推進課	
事務事業名	コミュニティづくりの推進	電話番号	042-481-7036	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
まちづくり活動の輪を広げながら、地域の方々との議論を通して将来のコミュニティの在り方を検討するとともに、地域コミュニティ活動が活発になるような支援策を検討することを目的に、コミュニティ推進連絡会及び地区協議会連絡会を定期的開催した。地域活動に精通したコミュニティ推進協力員（令和4年度末時点で5人に委嘱）や、地域活動を実践している地区協議会（令和4年度末時点で市内17小学校区で設立・活動）の代表者等とコミュニティ支援策について意見交換を実施している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	7回	74	コミュニティ推進連絡会 (4回開催 延べ19人参加) 地区協議会連絡会 (3回開催 延べ55人参加)
合 計			74 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○それぞれの連絡会の開催に当たり、各構成員が参加しやすい時間帯の開催としている。また、参加者同士の意見交換や情報共有等ができるように会議の進め方を工夫した。 ○コミュニティ推進連絡会及び地区協議会連絡会ともに通常年4回開催しているが、地区協議会連絡会では1回を中止し、資料送付した。 ○感染症拡大防止への対策として、広い会議室の確保や、会議当日の参加者の検温・アルコール消毒等に努めた。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	地域福祉センターの運営	所管部課名	生活文化スポーツ部 協働推進課	
事務事業名	地域福祉センターの管理運営	電話番号	042-481-7122	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、地域住民の福祉、文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め、豊かな地域社会の形成を図るため、市内10箇所に地域福祉センターを設置しており、各センターでは様々な市民団体の活動が行われている。センター利用登録団体同士の交流及び情報共有とともに、日頃から施設を利用している市民の意見を運営に反映するため、地域福祉センターごとに、利用者懇談会を開催している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	20回	508	地域福祉センター利用者 (地域福祉センター全10館)
合 計			508 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○日頃からセンターを利用している市民の意見を把握するため、各センター登録団体の代表者へ懇談会開催通知を送り周知を図った。また登録団体が普段利用しているセンターで開催する懇談会への参加を基本としつつ、日程が合わない場合は、他のセンターで開催する懇談会への参加も可能とするなど、より多くの団体に参加いただけるよう配慮を行った。 ○新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2年ぶりの開催となったが、感染症拡大防止への対策として、アクリル板の設置や参加者の検温・アルコール消毒等に努めた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市男女共同参画推進センター運営委員会	所管部課名	生活文化スポーツ部 多様性社会・男女共同参画推進課	
事務事業名	男女共同参画推進プランの推進	電話番号	042-443-1213	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
男女共同参画推進センターの事業について、男女共同参画社会の実現を目指した適切な運営を検討するため、市民及び学識経験者から成る運営委員会を設置している。また、平成28年度から、市内において女性の職業生活の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、男女共同参画推進センター運営委員会を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条に基づく協議会」として位置付け、当該協議会の構成員は、男女共同参画推進センター運営委員会の委員を兼ね、男女共同参画推進センター運営委員会の中で開催することとした。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6月14日、9月13日、 12月12日、3月16日	28	男女共同参画推進センター運 営委員会（傍聴者3人）
合 計			28 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○運営委員会の開催に当たっては、各委員が参加しやすい夜間の時間帯に開催した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	パートナーシップ宣誓制度の創設	所管部課名	生活文化スポーツ部 多様性社会・男女共同参画推進課	
事務事業名	多様性社会の推進	電話番号	042-443-1213	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
多様な性的指向・性自認の方々の生活上の不便の軽減を図り、多様な生き方・暮らし方ができる社会の形成を目指すため、調布市パートナーシップ宣誓制度を実施する。実施に当たり、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	12月5日～1月10日	18	意見数18件、令和5年2月創設
合 計			18 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○パブリック・コメント手続期間中に年末年始があることを考慮し、募集期間を長く設定した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市スポーツ推進審議会	所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
事務事業名	調布市スポーツ推進審議会の運営	電話番号	042-481-7496	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
スポーツ推進審議会は、市におけるスポーツの推進を図るため、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査・審議し、答申するとともに、これらの事項について市長に建議するため、スポーツに関する学識経験者及び知識経験を有する者並びに関係行政機関の職員のうちから、各所属団体等の属する長からの推薦をもって委嘱する委員10人以内で組織している。令和4年度においては、調布市スポーツ推進計画の策定についての意見などをいただいた。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	委員会・審議会	5月25日、11月15日、 2月20日、3月28日	30	スポーツ推進審議会 (傍聴者2人)
合 計			30 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市民参加に当たっての委員選定について、様々な分野からの推薦による委員が参加したことで、いろいろな立場からの活発な意見交換が行えている。 ○スポーツ推進計画の策定に向けた審議など、今後の市のスポーツ振興の方向性についても意見をいただきながら検討していく必要がある。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市スポーツ推進委員会	所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
事務事業名	スポーツ推進委員による生涯スポーツの振興	電話番号	042-481-7496	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>スポーツ推進委員会は、誰もが気軽に楽しめるレクリエーション的要素の強いスポーツ「ニュースポーツ」を紹介・普及し、地域スポーツの振興を図るため、学校長及び学校開放運営委員長推薦で市内に20ある市立小学校関係者から各1名ずつ、調布市レクリエーション研究会員1人の計21人で組織している。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	委員会・審議会	12回	215	調布市スポーツ推進委員会 (傍聴者0人)
合 計			215 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○市ホームページに事業実施計画・報告を掲載した。 ○SNSを活用し、活動情報を発信した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市スポーツ推進計画の策定	所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
事務事業名	調布市スポーツ推進計画の策定	電話番号	042-481-7496	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>スポーツ基本法第10条に基づき、市のスポーツ行政の方向性を示す個別計画として、「調布市スポーツ推進計画」を令和5年度に策定するに当たり、市民のスポーツ活動に関するニーズや実態を把握し、今後の市のスポーツ施策や計画策定等の基礎資料とすることを目的に「調布市民のスポーツ活動に関する実態調査」と「調布市小・中学生のスポーツ活動調査」を実施した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	1回	1,178	調布市民のスポーツ活動に 関する実態調査 16歳以上の市民3060人対象 (回答率38.5%)
構想段階	アンケート調査	1回	2,479	調布市小・中学生のスポーツ 活動調査 市立小学校4年生、市立中学校1 年生3316人対象 (回答率74.8%)
合 計			3,657 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○郵送ほか、インターネットからも回答可能とした。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者スポーツの振興における協議体	所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
事務事業名	東京2020大会等を契機としたスポーツ振興による多面的効果の創出	電話番号	042-481-7496	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>障害者スポーツの振興という目的のもと、福祉分野とスポーツ分野の関係者からなる協議体を設立し、各団体が現状や課題を持ち寄り連携の可能性を探る場を設けた。その中で、障害者のニーズの把握や事業への参加という課題を解決するため、障害者向けのスポーツや運動活動事業、地域の支え手の育成、充実のための事業を検討し、実施につなげた。</p> <p>参加団体：公益社団法人調布市体育協会、調布市スポーツ推進委員会、特定非営利活動法人調和SHC倶楽部、調布市福祉作業所等連絡会、地域生活支援センター、社会福祉法人調布市社会福祉協議会、社会福祉法人調布市社会福祉事業団、東京都、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、公益社団法人東京都理学療法士協会</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5月23日, 9月29日	30	協議体会議
合 計			30 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○協議体では、様々な分野から意見をもらうため、スポーツ分野・障害福祉分野問わず関わりのある事業者へ参加を呼び掛けていく。</p> <p>○協議体を開催する上で、参加者が平日昼間の参加が難しい場合も多いため、意見交換会を夜間あるいはオンラインで開催するなど参加しやすい時間帯・手法の工夫が必要である。</p> <p>○協議体事業を実施する上でも、より多くの障害者に参加していただけるよう、曜日や時間帯、開催場所や交通手段など、通いやすさへの配慮は必要である。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

子ども生活部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
26	調布市子ども・子育て会議	委員会・審議会	55	子ども政策課
27	調布市次世代育成支援協議会	委員会・審議会	55	子ども政策課
28	(仮称)調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】(素案)の策定	パブリック・コメント手続, 委員会・審議会	41	子ども政策課
29	調布市子どもの生活実態に関する調査(ヤングケアラー実態調査)	アンケート調査	8,025	子ども政策課
30	調布市ひとり親家庭等アンケート調査	アンケート調査	530	子ども家庭課
31	児童館運営会議	委員会・審議会	366	児童青少年課
32	乳幼児施設連絡会	説明会・意見交換会・ワークショップ	260	児童青少年課
33	学童クラブ・放課後子供教室利用状況調査	アンケート調査	1,298	児童青少年課
34	調布市児童館の民間活力の活用	説明会・意見交換会・ワークショップ	73	児童青少年課
35	放課後子供教室の名称変更及び「やりたい遊び」アンケート	アンケート調査	1,378	児童青少年課

市民参加手続 実践事業名	調布市子ども・子育て会議	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の推進と次期調布っすこやかプランの策定・推進	電話番号	042-481-7757	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
子ども・子育て支援法に基づき策定した第2期調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の推進のため、公募市民、学識経験者、保育・教育関連団体関係者で構成する調布市子ども・子育て会議を設置している。令和4年度は、「第2期調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の教育・保育施設（認可保育園・認定こども園）・学童クラブの事業の確保方策の時点修正」、「令和3年度調布っすこやかプランに係る実績報告」等について委員の様々な意見を伺った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	8月26日, 11月21日, 3月15日	55	調布市子ども・子育て会議 (傍聴者1人)
合 計			55	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○会議資料については市ホームページにおいて迅速な公表に努めた。 ○令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催や集合（対面）とオンラインの併用で開催した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市次世代育成支援協議会	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）の推進と次期調布っすこやかプランの策定・推進	電話番号	042-481-7757	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
子ども・子育て支援施策に市民意見等を反映させるため、公募市民、学識経験者、保育・教育関連団体関係者で構成する次世代育成支援協議会で意見聴取を行う。令和4年度は「放課後健全育成事業の今後の取組」、「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針の策定」、「放課後子ども教室事業「ユーフォー」の名称変更」等について委員の様々な意見を伺った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	8月26日, 11月21日, 3月15日	55	次世代育成支援協議会 (傍聴者1人)
合 計			55	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○会議資料については市ホームページにおいて迅速な公表に努めた。 ○令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催や集合（対面）とオンラインの併用で開催した。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
 ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。
 市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
 ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
 ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	(仮称)調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】(素案)の策定	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	公立保育園における保育サービスの推進	電話番号	042-481-7757	
事業の概要(市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
公設公営保育園における民間活力の活用や今後の在り方、方向性を示す「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」を策定した。策定に当たっては、公募市民、学識経験者、保育・教育関連団体関係者で構成する調布市次世代育成協議会の中で専門的な見地から議論いただくとともに、広く市民への周知、意見把握を目的として、パブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	12月20日～1月19日	22	意見数43件、 令和5年3月15日策定
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	3月15日	19	次世代育成支援協議会 (傍聴者1人)
合 計			41	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応(時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
○パブリック・コメント手続実施について、市報や市ホームページ、市公式Twitterによる広報のほか、調布市パブリック・コメント手続条例施行規則第4条に基づいた公表場所での公表に加え、子ども家庭支援センターすこやかでの配架、公立保育園(公設公営保育園)全8園の在籍児童保護者に個別に本方針(素案)を配布し、丁寧な周知に努めた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市子どもの生活実態に関する調査(ヤングケアラー実態調査)	所管部課名	子ども生活部 子ども政策課	
事務事業名	ヤングケアラー支援事業	電話番号	042-481-7106	
事業の概要(市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など)				
ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められている。調布市におけるヤングケアラーと思われる子どもに関する状況を把握し、ヤングケアラーと思われる子どもの早期発見・支援につなげる仕組みづくりの検討を行うため、小・中学生、及び高校生・大学生世代に対して実態調査を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	1月25日～2月6日	6,274	小・中学生調査 (回答率77.3%)
事業実施段階	アンケート調査	2月13日～2月28日	1,751	高校生・大学生世代調査 (回答率17.0%)
合 計			8,025	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応(時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など)				
○回答率を高めるため、小・中学校との連携により、学校内でタブレット端末を利用してアンケートを実施した。 ○高校生・大学生世代に向けては、QRコードを掲載した案内を送付し、Webによるアンケートを実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市ひとり親家庭等アンケート調査	所管部課名	子ども生活部 子ども家庭課	
事務事業名	ひとり親家庭等への支援	電話番号	042-481-7095	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対し、年1回、アンケート調査を実施し、生活の実態やニーズを把握するとともに市の支援事業や制度について情報提供を行う。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	8月1日～31日	530	調布市ひとり親家庭等アンケート調査 (回答率39%)
合 計			530	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○8月の児童扶養手当現況届に同封し、来所にて提出する際に回収。匿名で記入、回収できるように回収箱も設置した。</p> <p>○現況手続き中の待ち時間に記入してもらいながら支援制度について案内も行う。</p> <p>○平日の夜間開庁、週末の休日開庁を行い、提出しやすい環境を用意している。</p>				

市民参加手続 実践事業名	児童館運営会議	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	児童館児童健全育成事業の推進	電話番号	042-481-7534	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
児童館の日常の様子や地域の子どもの健全育成に関する諸課題等について情報共有・協議する場として、市内11箇所の児童館ごとに学識経験者、各種団体の役員、小・中学校教職員、学童クラブ父母会役員、PTA関係者、児童館利用者などの委員で構成する児童館運営会議を開催している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	22回 (各児童館2回)	366	児童館運営会議（各児童館で開催） (傍聴者0人)
合 計			366	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○情報交換では、健全育成上の課題となること（児童館での困りごと、学校や地域の子どもの様子、地域行事や祭り等の取組内容など）を共有しており、地域ぐるみで子どもを見守る態勢づくりを目指している。</p> <p>○令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配布のみの開催も行った。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	乳幼児施設連絡会	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	子育てひろば事業推進	電話番号	042-481-7534	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>児童館が地域の身近な子育て支援の拠点として、関係機関との連携強化を図り、地域で安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりをすることを目的に、各児童館周辺の保育園や幼稚園など乳幼児関係施設職員及び民生児童委員等の関係者を構成員として、市内11箇所の児童館ごとに乳幼児施設連絡会を実施した。全児童館での開催を通じ、各施設の現状や抱えている課題について意見交換及び情報共有等を行った。課題や情報を共有することで、互いの連携を強化するとともに、各施設でのより効果的な乳幼児支援につなげることができている。また、顔の見える関係が築けることで日々の業務においてもその連携を生かすことができている。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	15回	260	乳幼児施設連絡会 (市内児童館11館)
合 計			260 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○全ての乳幼児関係施設及び関係者の方に参加していただくため、連絡会の目的を理解してもらうように努め、開催時期についても検討していく。 ○なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、アンケート調査は実施したが、連絡会については資料配布のみとした。</p>				

市民参加手続 実践事業名	学童クラブ・放課後子供教室利用状況調査	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	学童クラブの運営、放課後子供教室の充実	電話番号	042-481-7534	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>市内の学童クラブ在籍児童保護者や放課後子供教室の利用対象保護者に対し、当該施設の満足度やニーズ等を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。 アンケート調査結果を各施設にフィードバックし、施設運営の改善・充実に活用している。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	アンケート調査	2月10日～24日	1,298	学童クラブ・放課後子供教室利用 状況調査（回答率31.4%）
合 計			1,298 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○満足度やニーズ等を適切に把握できるよう、学童クラブについては、学童クラブ児童の全保護者に、2次元コードを記載したWeb回答用のアンケート用紙を配布した。 ○放課後子供教室については、幅広く放課後子供教室のニーズ等を把握するため、利用実績の有無に関わらず、アンケート調査を実施した。アンケート対象者は、各小学校の3年生から5年生のうち、1学年を任意抽出し、小学校を通じて配布した（3年生：12校、4年生：4校、5年生：4校）。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市児童館の民間活力の活用	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	児童館の施設整備	電話番号	042-481-7534	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として、令和2年1月にパブリック・コメント手続を経て、「調布市児童館の今後の在り方・運営に関する方針」を策定した。本方針では、令和8年度までに、市内11児童館のうち、4館を公設公営の基幹型児童館として運営し、7館を地域型児童館として民間委託することとしている。令和4年度は地域住民等に対し、令和5年度から基幹型児童館となる染地児童館、民間委託となる国領児童館及び多摩川児童館学童クラブに関する説明を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	3回	38	児童館運営会議 (染地児童館・国領児童館)
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	1回	35	学童クラブ保護者説明会 (多摩川児童館学童クラブ)
合 計			73 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○児童館の民間委託を実施するに当たり、児童館運営会議や学童クラブ保護者説明会を通して、地域住民への丁寧な説明と意見聴取を行った。 ○会議の開催に当たっては、地域住民が参加しやすい昼間と夜間の時間帯において、児童館を会場に行った。 ○今後も、市民からの注目が高い児童館における民間活力の活用の推進に当たっては、地域住民、市民に分かりやすい情報提供ができるよう工夫しながら行っていく。</p>				

市民参加手続 実践事業名	放課後子供教室の名称変更及び「やりたい遊び」アンケート	所管部課名	子ども生活部 児童青少年課	
事務事業名	放課後子供教室の充実	電話番号	042-481-7534	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>放課後子供教室事業の名称（愛称）について、事業開始から使用してきた「ユーフォー」を、市内小学生からの公募により令和5年4月から「あそびバ」へ変更することとした。名称変更とともに「放課後子供教室でやりたい遊び」についてアンケート調査を実施した。 名称公募をきっかけに、放課後子供教室を利用する子どもたちの、事業に対する興味関心を喚起し、また愛着を持ってもらうために実施したもの。また「やりたい遊び」のアンケートにより、子どもたちの意見を反映して、子どもたちのやりたいことを実現できる放課後の居場所を目指すためのもの。アンケート結果を各施設と共有し、イベントプログラムの計画や、施設運営の改善・充実に活用している。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	7月1日～8月8日	1,378	うち「やりたい遊び」の回答 件数は402件
合 計			1,378 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○名称変更及び「やりたい遊び」アンケートについて、市内20箇所の放課後子供教室に応募箱を設置し、公募についての広報ポスターを掲示した。 ○放課後子供教室以外にも、学童クラブ、児童館、市立図書館（全館）でも同様に応募用紙受付、公募ポスター掲示を行った。 ○その他にも、当時の「ユーフォーだより臨時号」や、放課後子供教室入退室管理システムの一斉メール機能でも、公募について広報を行った。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

福祉健康部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加延人数	所管課
36	調布市地域福祉推進会議	委員会・審議会	107	福祉総務課
37	避難支援者連絡会	説明会・意見交換会・ワークショップ	17	福祉総務課
38	調布市再犯防止推進計画策定委員会	委員会・審議会	40	福祉総務課
39	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	委員会・審議会	137	福祉総務課 企画経営課
40	調布市高齢者総合計画の策定	委員会・審議会, アンケート調査	3,430	高齢者支援室
41	調布市障害者地域自立支援協議会	委員会・審議会	164	障害福祉課
42	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	委員会・審議会	19	障害福祉課
43	調布市障害者総合計画の策定	委員会・審議会, アンケート調査	95	障害福祉課
44	調布市子ども発達センター運営会議	委員会・審議会	7	子ども発達センター
45	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	委員会・審議会	17	子ども発達センター
46	個別記録票「i-ファイル」に係る検討	アンケート調査	104	子ども発達センター
47	調布市健康づくり推進協議会	委員会・審議会	27	健康推進課
48	調布市民の健康づくりに関する意識調査	アンケート調査	1,849	健康推進課
49	調布市国民健康保険運営協議会	委員会・審議会	60	保険年金課

市民参加手続 実践事業名	調布市地域福祉推進会議	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	地域福祉計画の推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により総合的に推進することを目的として、地域の福祉課題について検討・協議する。 また、市民の生活実態や福祉に対する意識や意見、ニーズを把握し、調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画及び調布市障害者総合計画の次期計画を策定する際の基礎資料等とすることを目的として3年ごとに実施する、調布市民福祉ニーズ調査の内容を検討する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6月8日、7月20日、 8月23日、12月23日、 2月9日、3月23日	107	地域福祉推進会議 (傍聴者4人)
合 計			107 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○事前に市報及び市ホームページで会議の傍聴案内を行った。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全ての回においてオンライン形式と対面形式を併用し実施した。 ○市民参加に当たっては、地域福祉を担う各種団体からの参加や公募による市民委員の参加、参加委員の男女比などについて考慮している。				

市民参加手続 実践事業名	避難支援者連絡会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域による助け合いである「共助」の取組を進めている。避難支援等関係者として協定締結を行った自治会等の連絡会を開催し、それぞれ協定締結団体が行った取組の事例紹介などを通して、情報交換を行うことにより、要支援者の支援体制を強化する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	3月18日	17	協定締結団体 オンライン及び会場開催 (調布市教育会館302、 303研修室)
合 計			17 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン及び対面形式を併用した会場開催とした。 ○事務局から事業概要を説明した後、協定締結組織同士の意見交換を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市再犯防止推進計画策定委員会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	再犯防止の推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>罪を犯した者を社会復帰後も地域社会で孤立させない「息の長い」支援を実施し、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に計画を策定する。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	7月8日, 8月18日, 11月18日	40	調布市再犯防止推進計画 策定委員会（傍聴者0人）
合 計			40	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○事前に市報及び市ホームページで会議の傍聴案内を行った。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全3回の会議についてオンライン形式と対面形式を併用し実施した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課 行政経営部 企画経営課	
事務事業名	総合福祉センターの整備	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、移転後の新たな総合福祉センターの機能や設備・調布駅周辺の福祉機能等について、具体的な意見聴取や検討を行うため、令和4年3月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」を立ち上げ、新たな総合福祉センターの機能や設備等について検討を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	5月31日, 8月3日, 10月20日, 1月30日, 3月29日	137	新たな総合福祉センターの機能・設備 に関する検討会（傍聴者69人）
合 計			137	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び広く情報発信を行うため、傍聴者用の別会場や自宅において傍聴ができるよう、会場の映像・音声の状況の中継した。 ○市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市高齢者総合計画の策定	所管部課名	福祉健康部 高齢者支援室	
事務事業名	高齢者総合計画の推進	電話番号	042-481-7149	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市高齢者総合計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画の総称であり、3年毎に策定している。この計画の策定やモニタリングに関することは、市民、事業者、関係団体と市が対等の立場で議論を重ね、協働して高齢者福祉・介護保険事業計画を推進するために設置された調布市高齢者福祉推進協議会において審議している。また、計画策定に係る基礎資料として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月14日, 9月22日, 11月24日, 2月9日	86	高齢者福祉推進協議会 (傍聴者4人)
事業実施段階	アンケート調査	1回	3,344	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査(回答率69.7%)
合 計			3,430 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○協議会を構成する委員については、介護保険サービス事業者や専門家等、多分野に渡る団体から推薦をいただき、公募市民によるモニター員の募集については、市報、市ホームページ、窓口等で周知を行っている。</p> <p>○傍聴についても、市報・市ホームページ等で周知し、当日参加者にはアンケートの記入によりご意見をいただいている。</p> <p>○協議会の議事要旨については、市ホームページで公開している。</p> <p>○多くの委員、モニター員及び傍聴者の参加が可能となるよう、開催時間と曜日を統一している（開催月の木曜日午後6時30分から）。</p> <p>○令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、オンライン開催とした。また、対面開催時は、感染予防に係る留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を市ホームページに掲載するとともに、会場入口にて検温とアルコール消毒液での手指の消毒に御協力いただいた。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者地域自立支援協議会	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	調布市障害者地域自立支援協議会	電話番号	042-481-7135	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、調布市障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に係る事業を実施する各相談支援事業所その他関係機関によるネットワークシステムを構築し、その連携を図る。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	7月15日, 11月10日, 3月16日	58	障害者地域自立支援協議会 (全体会) (傍聴者11人)
構想段階	委員会・審議会	12回	106	障害者地域自立支援協議会 (ワーキング) (非公開)
合 計			164 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○委員には障害当事者の市民が多いため、聴覚障害のある方には手話通訳者の同席、視覚障害のある方には会議資料を送付をする際、紙に加えてPC読み上げ機能に対応したメール（テキスト形式）で送るようにしているが、図・表・画像等がある場合、テキスト形式にできず十分な対応ができていない。</p> <p>○手話通訳者と障害当事者との座席については適切な位置関係になるように両者の意見を聞きながら調整している。</p> <p>○傍聴者募集の記事では障害のある方への配慮を行ったほか、全体会の議事録を市ホームページで公表することにより取組について周知した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	福祉タクシー事業の推進	電話番号	042-481-7089	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>電車やバス等の公共交通機関の利用が困難な心身障害者に対し、昭和54年から福祉タクシー券を交付しているが、昨今の交通バリアフリーの進展に伴い、制度開始当時と比べ障害者の移動手段も多様化している。その現状を踏まえ、タクシーのみならず幅広く障害者の移動支援を検討するため、令和2年度に設置した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	5月16日, 8月5日, 2月7日	19	福祉タクシー券のあり方検討委員会（傍聴者0人）
合 計			19	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○委員については、障害者の実情を幅広く把握するため、各当事者団体からの推薦委員のほか公募市民も含めた構成としている。 ○視覚障害の委員への対応として、会議資料データをテキスト化して事前送付しているが、グラフや表形式の資料は手作業で打ち直しとなるため、効率的な作成方法・誤入力の確認方法の確立が課題である。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者総合計画の策定	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	障害者総合計画の推進	電話番号	042-481-7135	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>調布市障害者総合計画策定委員会を設置し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。平成30年4月施行予定分）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に整理する令和6年度以降の次期「調布市障害者総合計画」の策定を行うもの。より市民の意見を次期計画に反映するため、公募市民委員の選定、アンケート調査を実施した。計画の検討は令和5年度も引き続き実施し、令和6年3月に策定の予定。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	7月28日, 10月13日, 1月26日, 3月9日	85	調布市障害者総合計画策定委員会（傍聴者9人）
構想段階	アンケート調査	12月26日～1月19日	10	関係機関ヒアリング（8箇所）
合 計			95	人
多様な市民参加を得るに当たっての課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○市民公募委員、障害のある当事者や市内障害者団体に計画策定委員会に参加いただき、検討を行った。計画策定委員会の開催は、随時市報ちょうふ及び市ホームページで公表し、傍聴案内を行った。 ○委員会の場だけでなく幅広い意見を反映させるため、市内事業者等にヒアリング調査、アンケート調査を実施した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市子ども発達センター運営会議	所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実	電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
子ども発達センターを利用する児童の保護者や関係者等の意見を、子ども発達センター事業の運営に反映させるとともに、関係機関との必要な協力体制を整備することで、子ども発達センター事業の円滑な運営を図るため、運営会議において事業内容の検討及び意見交換を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月5日, 2月10日	7	子ども発達センター運営会議 (非公開)
合 計			7 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○委員の出席の際には、必要に応じて保育サービスを行っている。 ○会議は利用者の個人情報に配慮するため非公開としているが、議事録の要旨を市ホームページで公開し、興味・関心のある市民が情報を得られるようにしている。 ○令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議システムZ o o mを使用したリモート形式による開催とした（第2回の会議については、事務局が用意した会場で対面での出席を予定していた委員もいたが、天候不良によりリモートでの出席となった）。				

市民参加手続 実践事業名	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実	電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
医療的ケア（人工呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）を必要とする障害児とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において、安心して生活を営むことができるよう、継続的な支援に関する関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	10月20日, 2月14日	17	医療的ケア児支援関係機関連絡会 (非公開)
合 計			17 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○委員の中には、仕事や家族の介護のため、対面式での長時間の会議に出席することが難しい方も複数いることが課題である。 ○令和4年度についても、前年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点だけでなく、上記の観点からも、多くの委員が比較的出席しやすくなるよう、Web会議システム（Z o o m）を使用したリモート形式による開催とした。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	個別記録票「i-ファイル」に係る検討		所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実		電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）					
<p>保護者がどのように「i-ファイル」※を活用しているか、また、「i-ファイル」についてどのようなニーズがあるのかを調査し、今後の改善点を検証するため、アンケートを実施した。集計結果については、市ホームページで公開した。</p> <p>※ i-ファイル…保護者と様々な機関が連携・協力し、子どもに一貫した支援ができるよう、子どもの成長の記録や健康面の情報、これまで受けてきた支援の内容を一つにまとめられるファイルのこと。</p>					
実施段階ごとの市民参加手続					
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考	
構想段階	アンケート調査	1月5日～2月10日	104	保護者アンケート (回答率34.7%)	
合 計			104 人		
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）					
○より多くの保護者が回答しやすいよう、Webでの回答を可能とした。					

市民参加手続 実践事業名	調布市健康づくり推進協議会		所管部課名	福祉健康部 健康推進課	
事務事業名	調布市健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）の推進		電話番号	042-441-6100	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）					
<p>市は、市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み支え合えるよう、健康づくり活動の支援を推進している。また、施策の総合的な推進に当たり、市民の健康づくりを推進するために必要な各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、健康教育等について協議し答申することを目的に、有識者等から成る「健康づくり推進協議会」を設置し、会議を公開している。</p>					
実施段階ごとの市民参加手続					
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考	
事業実施段階	委員会・審議会	8月22日、10月4日 11月15日、3月20日	27	健康づくり推進協議会 (傍聴者1人)	
合 計			27 人		
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）					
<p>○健康づくり推進協議会は、医師会や歯科医師会等の会員と学識経験者等で構成している。協議会開催に当たり、各委員が参加しやすいよう夜の時間帯を設定したほか、調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市ホームページで傍聴案内を行った。</p> <p>○会議終了後は会議録を公表している。</p>					

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市民の健康づくりに関する意識調査	所管部課名	福祉健康部 健康推進課	
事務事業名	調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）の推進	電話番号	042-441-6100	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和5年度に「調布市民健康づくりプラン（第4次）」及び「調布市食育推進基本計画（第4次）」の策定を行うに当たり、現行プラン等の成果指標の現状値や、健康に関する市民のニーズを把握するため実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	アンケート調査	10月5日～10月26日	1,849	調布市民の健康づくりに関する意識調査 (回答率38.7%)
合 計			1,849	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○多世代の意見を収集するため、対象を成人と中高生とし、それぞれの調査票を作成した。 ○回答しやすいように調査票は郵送したが、回答方法は、郵送又はインターネットから選択できるようにした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市国民健康保険運営協議会	所管部課名	福祉健康部 保険年金課	
事務事業名	国民健康保険運営協議会の運営	電話番号	042-481-7052	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営のため、一部負担金の負担割合に関する事、療養の給付期間に関する事、保険給付の種類及び内容に関する事、保険税の賦課方法に関する事、保健事業の実施大綱策定に関する事等の国民健康保険事業運営に関する諮問内容について協議し、その協議結果を市長に答申することを目的として設置する市の附属機関である。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	8月8日、11月8日、11月22日、12月22日、2月7日	60	国民健康保険運営協議会 (傍聴者1人)
合 計			60	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○協議会は、被保険者を代表する委員として、関連団体からの推薦等により国民健康保険事業について見識のある市民を構成員に含み、開催に当たっては、調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市報や市ホームページにおいて傍聴案内を行い、市ホームページや次回の会議において会議録を公表している。 ○傍聴者に対し、会議資料とともに委員の座席表を配布し、発言の背景など内容が伝わりやすいよう配慮を行っている。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

環境部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
50	調布市環境保全審議会	委員会・審議会	42	環境政策課
51	「みんなの森」保全管理作業支援業務	説明会・意見交換会・ワークショップ	36	緑と公園課
52	凸凹山児童公園及び若宮自然広場等整備プランの策定	説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査	417	緑と公園課
53	令和元年東日本台風(台風19号)に伴う浸水被害への市の取組に関する市民説明会	説明会・意見交換会・ワークショップ	102	下水道課
54	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	委員会・審議会	74	ごみ対策課
55	調布市一般廃棄物処理基本計画の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	50	ごみ対策課

市民参加手続 実践事業名	調布市環境保全審議会	所管部課名	環境部 環境政策課	
事務事業名	調布市環境保全審議会の運営	電話番号	042-481-7086	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
環境保全審議会は、調布市環境基本条例第22条の規定により設置され、調布市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査・審議する、市長の附属機関である。令和4年度末時点の委員の構成（第14期）は、市民5人、事業者2人、学識経験者4人、行政機関職員2人の計13人。環境基本計画に関すること、調布市自然環境の保全等に関する条例第8条に関する計画の策定、生物種等の指定に関すること、その他環境の保全についての基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に建議することができる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5月27日, 8月30日, 2月15日	42	環境保全審議会 (傍聴者6人)
合 計			42 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○委員に、開催候補日の出席可否を事前に日程調整し、委員が出席しやすい日時を設定した。</p> <p>○傍聴案内を市報及び市ホームページに掲載し、市ホームページには議題も掲載した。</p> <p>○当日資料、議事要旨及び議事録を市ホームページ及び行政資料室で公開した。</p> <p>○会議を効果的に進めるために、分かりやすい資料の提供に努め、委員が事前に準備ができるよう、原則として資料を事前送付した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインを併用し開催した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	「みんなの森」保全管理作業支援業務	所管部課名	環境部 緑と公園課	
事務事業名	公園・緑地、崖線樹林地の保全	電話番号	042-481-7083	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和3年度に策定したみんなの森特別緑地保全地区の保全管理計画に基づき、地元ボランティアと協働で保全作業に関するワークショップを実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	9月4日, 11月6日, 1月15日, 3月5日	36	4回延べ人数、市民 (緑ヶ丘地域福祉センター、 みんなの森特別緑地保全地 区)
合 計			36 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○実施日を日曜日に設定し、多くの市民が参加できるワークショップとなるように努めた。</p> <p>○参加者から多く発言をしていただくために、ワークショップ形式で意見交換会を行った。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延べ人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	凸凹山児童公園及び若宮自然広場周辺区域機能再編整備プランの策定	所管部課名	環境部 緑と公園課	
事務事業名	公園・緑地等の整備	電話番号	042-481-7081	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
凸凹山児童公園・若宮自然広場周辺機能再編整備プラン策定に当たり、地元市民等との意見交換会を開催、小学生向けアンケートも実施して計画検討を進めた。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	10月1日, 12月3日, 1月28日	80	3回延べ人数, 市民 (市立第三小学校)
計画策定・条例制定段階	アンケート調査	2月24日～3月3日	337	小学生4～6年生対象 小学生向けアンケート (回答率53.2%)
合 計			417 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○市報、市ホームページへの掲載及び地元への戸別案内の配付（約4000世帯）を行った。</p> <p>○参加者から多く発言をしていただくために、ワークショップ形式で意見交換会を行った。また、ボール遊びを行うメインである小学生にもアンケートを行い、より多くの意見を収集した。</p> <p>○公立の小学校、保育園には土曜日の行事を確認するなど行ったが、私立保育園の行事を把握することができず、意見交換の日と私立保育園の行事が重なってしまった。</p>				

市民参加手続 実践事業名	令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う浸水被害への市の取組に関する市民説明会	所管部課名	環境部 下水道課	
事務事業名	浸水対策の推進	電話番号	042-481-7228	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う浸水被害への市の取組状況や中長期的な浸水対策についての説明会を粕江市と合同で開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	7月29日, 7月30日	102	市民 (市立染地小学校体育館)
合 計			102 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○希望者が参加しやすくなるよう、実施日を平日夜間及び土曜日昼間の2回とした。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の定員を各回110名に設定し、座席の間隔を確保するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。</p> <p>○当日配布した説明会資料や説明会議事録を市ホームページに掲載したことに加え、説明動画を市公式YouTubeにアップロードしたことで、当日参加できなかった市民に向けて事業内容の周知を図った。</p> <p>○当日いただいた御意見等については、回答を市ホームページに掲載し、事業内容の周知を図った。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延べ人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	所管部課名	環境部 ごみ対策課	
事務事業名	ごみの減量と資源化	電話番号	042-306-8781	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第72条の規定により設置されるもので、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議等を行う市長の附属機関である。令和4年度の委員構成は、市民4人、学識経験者2人、事業者4人、リサイクル推進団体推薦者4人、市職員1人の計15人。令和4年度の審議会は、令和4年8月に委員改選があったほか、令和5年1月に市から提出された諮問「粗大ごみ、ペットボトルの減量と資源化及び環境教育・環境学習の推進について」に対する審議等を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5月19日、7月6日、 8月30日、10月31日、 1月25日、3月23日	74	廃棄物減量及び再利用促進審議会（傍聴者1人）
合 計			74	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインを併用しつつ開催した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市一般廃棄物処理基本計画の策定	所管部課名	環境部 ごみ対策課	
事務事業名	ごみの減量と資源化	電話番号	042-306-8781	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
廃棄物処理法第6条第1項の規定による調布市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）の策定について、令和3年度及び令和4年度の2箇年にわたり、市民と行政との協働による検討を行うため、調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会を設置した。委員構成は、学識経験者2人、市民代表（公募）2人、市内大規模事業者1人、市内小規模事業者1人、市内清掃事業者1人、市内リサイクル事業者1人、調布市廃棄物減量及び再利用促進員1人、市職員1人の計10人。令和4年度は、令和3年度から引き続き、計5回にわたり計画に基づく内容の検討を進め、令和5年3月に策定した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	5月27日、8月3日、9月 27日、12月9日、2月 22日	46	一般廃棄物処理基本計画策定委員会（傍聴者7人）
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	12月21日～1月20日	4	意見数14件、令和5年3月策定
合 計			50	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインを併用しつつ開催した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

都市整備部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加延人数	所管課
56	都市計画決定手続に係る市民参加(都市計画審議会の運営)	委員会・審議会	73	都市計画課
57	調布市景観審議会の運営	委員会・審議会	17	都市計画課
58	調布市景観まちづくり市民検討会	説明会・意見交換会・ワークショップ	41	都市計画課
59	地区計画制度を活用した街づくり	説明会・意見交換会・ワークショップ	1,057	都市計画課
60	調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定	アンケート調査, 説明会・意見交換会・ワークショップ	3,254	都市計画課
61	第二期調布市空き家等対策計画の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	33	住宅課
62	調布市居住支援協議会の運営	委員会・審議会	29	住宅課
63	調布市住宅マスタープランの策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	24	住宅課
64	調布駅前広場の整備	説明会・意見交換会・ワークショップ	87	街づくり事業課
65	調布市道路網計画における計画検討路線の検討	説明会・意見交換会・ワークショップ	127	街づくり事業課
66	生活道路, 鉄道敷地の整備	説明会・意見交換会・ワークショップ	242	街づくり事業課
67	都市計画道路の整備(3・4・28号線)	説明会・意見交換会・ワークショップ	19	街づくり事業課
68	武蔵野の路(二子・是政コース)の愛称名設定	アンケート調査	277	道路管理課
69	バリアフリー事業の推進	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ	63	交通対策課
70	調布市自転車等駐車対策協議会	委員会・審議会	11	交通対策課

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
71	ミニバス西路線(調43)事業	委員会・審議会	40	交通対策課
72	北部地域公共交通(実証実験)事業	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査	2,407	交通対策課
73	調布市総合交通計画の改定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	62	交通対策課
74	建築審査会	委員会・審議会	47	建築指導課

市民参加手続 実践事業名	都市計画決定手続に係る市民参加（都市計画審議会の運営）	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	都市計画事務	電話番号	042-481-7453	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定により設置しており、調布市の都市計画に関する事項について審議する機関である。委員構成は、公募市民2人、学識経験者5人、市議会議員5人、関係行政機関職員4人の計16人。令和4年度は、生産緑地の指定等について審議を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	4月21日、6月29日、 10月4日、12月22日、 2月8日	73	都市計画審議会 (傍聴者7人)
合 計			73 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○審議会委員のうち市民委員については、市ホームページや市報等で広く周知したうえで、公募による選定を行っている（任期2年、再任を妨げない）。 ○審議会の開催に当たっては、市ホームページと市報で事前に傍聴の案内を行っている。				

市民参加手続 実践事業名	調布市景観審議会の運営	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	景観計画・景観条例の運用	電話番号	042-481-7442	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成25年の景観行政団体への移行に伴い、景観法に基づく景観計画や調布市景観条例の制度を活用した景観まちづくりを推進している。市の良好な景観形成を推進するために必要な事項について調査・意見交換を行う附属機関として、公募市民2人及び学識経験者5人、関係団体の推薦する者3人で構成する調布市景観審議会を設置している。 令和4年度は、3年ぶりに対面形式で開催し、「景観まちづくりの取組について」、「景観まちづくり市民検討会について」、「次期都市計画マスタープラン（素案）・（中間とりまとめ）」について審議を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	11月16日、2月22日	17	調布市景観審議会 (傍聴者0人)
合 計			17 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○審議会委員のうち市民委員（2人）については、市ホームページや市報等で広く周知したうえで、公募による選定を行っている（任期2年、再任を妨げない）。 ○審議会の開催に当たっては、市ホームページと市報で事前に傍聴の案内を行っている。 ○審議会終了後、市ホームページに議事録を掲載している。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市景観まちづくり市民検討会	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	景観計画・景観条例の運用	電話番号	042-481-7442	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>市の景観形成に関する課題や将来像について、市民の視点から調査・検討するため、定員枠を40人としたうえで参加者を募っている。</p> <p>第3期（令和元年8月～）はこの間、「駅の景観」を総合テーマに景観シンポジウム、先進事例視察（狭山市駅・武蔵小金井駅）、調布市内9駅周辺の魅力発見をテーマに調査・検討を実施してきた。令和4年度は「駅の景観」のまとめとして「中心拠点の街なみ」をテーマに調査・検討を実施した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	10月28日, 1月13日, 3月17日	41	市民 (たづくり学習室, 大会議場)
合 計			41	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○令和元年度から調査・検討を行っている「駅の景観」における「中心拠点の街なみ」について、参加者、大学連携を行っている大学院生に調査を依頼。意見交換会、シンポジウム形式で調査内容について発表を行った。その内容を「ちょうふ景観だより」58号から60号に掲載した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	地区計画制度を活用した街づくり	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	地区計画制度を活用した街づくり	電話番号	042-481-7444	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>地区の特性にふさわしい良好な街並みを創出するため、地区レベルでの規制・誘導策を検討し、地区計画制度を活用した街づくりの実現を図る事業である。</p> <p>令和4年度は、京王多摩川駅周辺地区において都市計画手続に基づく説明会を開催した。また、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく活動をしている準備会や協議会等に対し、意見交換会や情報提供等の支援を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	24回	554	市内5地区においてまちづくり検討を行っている団体 (市内各地)
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	6回	503	京王多摩川駅周辺住民 (多摩川小学校・京王多摩川 さくら広場・多摩川児童館)
合 計			1,057	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○コロナ禍の中でも活動を継続していくために、会場等で密にならないように配慮するとともに、換気を適度に行いながら、説明会や意見交換等を実施した。</p> <p>○オープンハウスや都市計画手続に基づく説明会を開催する際は、市報や市ホームページの他、周辺住民へのポスティングも行い、周知を行った。幅広い年齢層や多様な職業の地区住民が参加できるよう、オンラインでの実施等、多様な実施形態を模索していく。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	都市計画マスタープランの運用	電話番号	042-481-7453	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定するため、住民発意のまちづくりを推進する観点から、丁寧な市民参加機会を確保するため、各事業を実施した。 令和4年度は、市民アンケート（3000人対象、回答率34.6%）、テーマ別・地域別のワークショップ（10回）、小・中学生アンケート（全校の小学5年生、中学2年生を対象）、住民説明会（1回）、オープンハウス（1回）などの市民参加や、学識者により構成した専門家会議（10回）を通じて素案をまとめ、都市計画審議会へ報告した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	5月10日～30日	1,037	市民アンケート （回答率34.6%）
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	6月17日、18日、20日、 21日、27日、28日	87	各地域（東西南北）での ワークショップ、市民
構想段階	アンケート調査	10月11日～31日	1,905	市内の小学校5年生、中学校2年生を 対象
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	1月27日	16	市民 （グリーンホール（小ホール））
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	1月28日	209	市民 （調布駅前広場）
合 計			3,254	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○多様な主体に対する多様なアプローチを実践した。年齢や性別の割合が均等になるよう抽出（無作為）したアンケート調査や、地域の方々とコミュニケーションを取りながら意見を交わすことができるワークショップ、個々の好きなタイミングで立ち寄れるオープンハウスなど、従来の説明会形式に加えて、可能な限りの機会や手段を確保した。 ○市民参加においては各事業でWebフォームでの意見提出ができるよう工夫した。				

市民参加手続 実践事業名	第二期調布市空き家等対策計画の策定	所管部課名	都市整備部 住宅課	
事務事業名	空き家等対策の推進	電話番号	042-481-7817	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和2年度から実施した各種取組を通じて集積した知見を基に、空き家等を「地域の資源」として捉え、調布市における空き家対策をより一層効果的に推進し、地域の活性化につなげる調布市活用モデルの確立や空き家等の所有者と利活用希望者、相談事業者等とのマッチングを円滑に行うプラットフォームの構築を目指し、これまでの計画を改定して「第二期調布市空き家等対策計画」を策定した。策定に当たっては、空き家等対策推進協議会で協議したほか、調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続を実施した。空き家等対策推進協議会は、調布市における空き家等に関する施策の推進に必要な事項を検討、協議及び報告するため令和元年8月に設置したもので、委員には、学識者やNPO法人の代表者のほか、調布市の事情に精通した地場の不動産団体や市域における建築士、行政書士等の士業団体から推薦をいただいて、市民参加を実践している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	6月30日、9月9日、 10月31日、2月17日	31	調布市空き家等対策推進協議会 （傍聴者0人）
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	12月20日～1月19日	2	意見数6件、令和5年3月策定
合 計			33	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインも併用して実施した。 ○パブリック・コメント手続の実施について、市報や市ホームページで広く周知した。 ○意見に対する市の考え方について、市ホームページにて公表した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市居住支援協議会の運営	所管部課名	都市整備部 住宅課	
事務事業名	良好な居住環境の形成・支援	電話番号	042-481-7141	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
本協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第51条に基づいて組織される協議会で、不動産関係団体、居住支援団体及び地方公共団体が連携し、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、住宅と福祉、民間と行政が一体となって取り組むもので、調布市では平成27年12月に設立した。令和4年度は計4回開催し、住宅確保要配慮者相談窓口の事業報告や、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅に入居するための支援策の検討、協議を行った。委員は、地場の不動産団体や居住支援団体、市の関連部署で構成されている。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6月17日, 8月30日, 10月31日, 2月20日	29	調布市居住支援協議会 (傍聴者0人)
	合計		29 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○活発な意見交換ができるよう、委員の参加しやすい時間帯に実施した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市住宅マスタープランの策定	所管部課名	都市整備部 住宅課	
事務事業名	住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進	電話番号	042-481-7545	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民の住生活の安定向上に向けて、時代に即した住宅政策を展開するため平成4年3月に「第1次調布市住宅マスタープラン」を策定して以来、概ね10年ごとに改定を行っている。現行の「第3次調布市住宅マスタープラン」が令和4年度末で計画期間満了を迎えることから、令和5年4月を初年度とする「調布市住宅マスタープラン改定案」をとりまとめた。改定に当たり、空き家や居住支援、マンション関連など、各種の法改正があったことから、それらに対応しつつ、社会経済情勢等の変化等を踏まえて「調布市居住支援協議会」や「空き家対策等協議会」など、関係団体等からの意見聴取のほか、パブリック・コメント手続で御意見をいただいた。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	6月17日, 10月31日	20	調布市居住支援対策協議会 (傍聴者0人)
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	12月20日～1月25日	4	意見30件, 令和5年3月策定
	合計		24 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○パブリック・コメント手続の実施について、市報や市ホームページで広く周知した。 ○意見に対する市の考え方について、市ホームページにて公表した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布駅前広場の整備	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	駅前広場の整備	電話番号	042-481-7417	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布駅前広場の整備については、これまでの市民参加等での御意見を総合的に踏まえ、令和3年3月に『調布駅前広場整備計画図』を決定・公表し、現在は施工段階となっている。 令和4年度は実施する工事内容の説明と、現在の「検討項目」の検討状況及び広場口の建替え等について情報提供を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	9月30日, 10月2日	87	調布駅前広場オープンハウス (教育会館3階研修室, 調布駅前 広場)
合 計			87 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市報・市ホームページにて周知するとともに、平日と休日の両方で「調布駅前広場オープンハウス」を実施し、幅広い層への情報提供に努めた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市道路網計画における計画検討路線の検討	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	電話番号	042-481-7587	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、まちの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し、効率的・効果的に道路の整備を進めるため、平成28年3月に「調布市道路網計画」を策定している。本計画において、広域道路網として必要性が確認された路線のうち、特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線を計画検討路線として位置付けている。令和4年度は調布3・4・14号線の道路幅員の考え方及び調布3・4・26号線（桜堤通り～品川通り）の道路線形や構造等の変更の考え方について、御意見を伺うことを目的として市民参加を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	11月18日, 11月19日	77	みちの井戸端会議 (郷土博物館分室前)
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	11月25日, 11月26日	50	みちの井戸端会議 (上ノ原ふれあいの家)
合 計			127 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市報・市ホームページにて周知するとともに、平日と休日の両方で「みちの井戸端会議」を実施し、幅広い層からの意見聴取に努めた。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	生活道路、鉄道敷地の整備	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	鉄道敷地の整備	電話番号	042-481-7417	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
京王線連続立体交差事業によって創出された、貴重な都市空間である鉄道敷地を有効に活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備に取り組んでいる。 令和4年度は、鉄道敷地の緑道整備について、整備内容に関するオープンハウスを実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	9月9日、9月10日	61	鉄道敷地の整備に関するオープンハウス（鶴川街道～調布西第2路上自転車等駐車場）
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	11月10日、11月11日	87	鉄道敷地の整備に関するオープンハウス（狛江通り西側）
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	11月25日、11月26日	67	鉄道敷地の整備に関するオープンハウス（鶴川街道～調布西第2路上自転車等駐車場）
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	3月3日、3月4日	27	鉄道敷地の整備に関するオープンハウス（調布東第2路上自転車等駐車場～布田南通り）
合 計			242 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○工事内容をよりイメージしやすくなるよう整備を実施する箇所で開催した。 ○平日と休日の両方でオープンハウスを実施することで、幅広い層からの意見聴取に努めた。				

市民参加手続 実践事業名	都市計画道路の整備（調布3・4・28号線）	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	電話番号	042-481-7417	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成24年4月20日付けで都市計画事業認可を取得した調布3・4・28号の旧甲州街道から甲州街道までの区間について、令和4年度に行う道路工事の説明を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	7月13日	19	調布3・4・28号線（旧甲州街道から甲州街道まで）道路築造工事に係る工事説明会（上布田ふれあいの家）
合 計			19 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○事業を実施する箇所からの距離が近く、地域の方も参加しやすい場所である上布田ふれあいの家で説明会を開催した。 ○説明後の質問を個別対応にすることで、参加者一人一人の疑問等の解消に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	武蔵野の路（二子・是政コース）の愛称名設定	所管部課名	都市整備部 道路管理課	
事務事業名	道路維持管理事務	電話番号	042-481-7405	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
武蔵野の路（二子・是政コース）は本来歩行者優先の道だが、通称「多摩川サイクリングロード」と呼ばれていることから、自転車優先というイメージを持たれてしまっている。近年、一部の自転車利用者やマラソンランナーがスピードを出して走行することから、歩行者が安全に利用できず、改善を求める声が多く出ている。そこで、利用者が安全・安心に通行でき、親しみやすい愛称名を設定することとした。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	アンケート調査	公募 11月21日～12月11日	53	愛称名公募
事業実施段階	アンケート調査	第1回投票 2月1日～2月20日	224	第1回投票
合 計			277 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市報だけでは周知が行き届かないため、SNSを利用し広報活動を行った。				

市民参加手続 実践事業名	バリアフリー事業の推進	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	バリアフリー事業の推進	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、平成23年度にバリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」を策定し、平成24年度に基本構想の実効性を担保するため、各事業者と連携し、調布市バリアフリー特定事業計画を取りまとめた。 令和4年度は、平成24年3月に策定した調布市バリアフリー基本構想が目標年次を迎えたことや、バリアフリー法が改正されたことなどを踏まえ、内容の見直しを行い、バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」と、移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置付ける「調布市バリアフリー基本構想」を策定した。 また、この基本構想に基づき、施設設置管理者がそれぞれ作成した特定事業計画について調布市バリアフリー推進協議会の中で内容を確認し、「調布市バリアフリー特定事業計画」として取りまとめた。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	12月21日、3月29日	42	バリアフリー推進協議会 （傍聴5人）
構想段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	7月11日、10月27日	21	バリアフリー推進協議会市民部会 （7月11日：たづくり1001学習室、 10月27日：たづくり1002学習室）
合 計			63 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市報や市ホームページで協議会の傍聴の周知を営るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。 ○協議会の開催に当たっては、委員及び傍聴者に対して検温とアルコール消毒を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市自転車等駐車対策協議会	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	自転車等駐車場の整備・有料化	電話番号	042-481-7420	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>放置自転車の多い調布駅南側市道南29号線（東急前通り）歩道上への調布南第3路上自転車駐車場の整備に伴い、料金体系について協議を実施し、2時間100円（入庫から1時間は無料）とすることを決定した。 シェアサイクル事業本格実施移行と現在の利用状況について報告を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	9月30日	11	調布市自転車等駐車対策協議会 （傍聴0人）
合 計			11 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○市報や市ホームページで周知を図ったが、傍聴の希望者がなかった。 ○開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	ミニバス西路線（調43）事業	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	ミニバスの運行	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>ミニバス西路線（調43）について、運行の安全性を高めるため路線の一部変更について提案し、承認され、令和5年4月1日から運行経路を変更した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	10月21日、11月18日	40	公共交通活性化協議会 （オンライン参加あり・傍聴者5人）
合 計			40 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○協議会については、市報や市ホームページで傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	北部地域巡回公共交通（実証実験）事業	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	ミニバスの運行	電話番号	042-481-7454	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
ミニバス北路線（調37系統。調布駅北口⇄都営深大寺住宅）の一部区間の大幅減便に対し、影響を受けた深大寺北町、深大寺東町（北部地域）の移動手段を協議・検討するため、交通ニーズの把握に向けて巡回型公共交通の実証実験を導入。導入後、同運行に対する地域要望を把握するため地域の方々と意見交換、対象地域にアンケート調査などを実施。把握した地域要望をもとに公共交通活性化協議会で巡回型公共交通が北部地域に適合しているかを協議・検討した結果、より交通ニーズに適した移動手段の検討が必要であると結論がでたため、新たな実証実験により引き続き交通ニーズを把握していくこととなる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	8月18日, 10月21日, 11月18日, 2月20日	83	公共交通活性化協議会 (オンライン参加あり・ 傍聴者8人)
事業実施段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	3月5日	21	ふじみ地区自治会等連合会との懇 談会(ふじみ交流プラザ)
事業評価の段階	アンケート調査	12月20日	1,953	北部地域公共交通に関するア ンケート(回答率22.6%)
事業評価の段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	6月23日	3	地域団体会長との検討会(ふ じみ交流プラザ)
事業評価の段階	アンケート調査	6月3日, 7日, 10日, 14日	151	非利用者・利用者に対するヒ アリング調査
事業評価の段階	アンケート調査	2月3日, 7日, 10日, 14日, 17日, 21日	186	利用者に対するヒアリング調 査
事業実施段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	4月16日	10	北部地区住民説明会(北ノ台 小学校)
合 計			2,407	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○多様な市民の意見を伺うため、意見交換会に加え、アンケート調査を実施した。アンケートの回答にあたっては、Webでも回答できるようにするなど、参加しやすくした。 ○協議会については、市報や市ホームページで傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市総合交通計画の改定	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	交通計画等の検討	電話番号	042-481-7454	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成23年4月に策定した調布市総合交通計画が目標年次の中間年を迎え、様々な社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うため同計画の改定を行うもの。 令和3年度までに実施したアンケート調査や地域及び公共交通等に関するデータの収集・分析、社会情勢の変化やその他関連計画等を踏まえ、公共交通活性化協議会による協議・検討を行い改定。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	3月20日	17	公共交通活性化協議会 (傍聴者1人)
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	12月20日～1月19日	4	意見提出数21件, 令和5年3月策定
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	11月18日	20	公共交通活性化協議会 (オンライン参加あり・傍聴者3人)
事業評価の段階	委員会・審議会	8月18日	21	公共交通活性化協議会 (オンライン参加あり・傍聴者1人)
合 計			62	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○パブリック・コメント手続においていただいた御意見を市ホームページに掲載した。 ○協議会については、市報や市ホームページで傍聴の周知を図るとともに、開催後、配付資料等を市ホームページに掲載した。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
 ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。
 市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
 ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
 ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	建築審査会	所管部課名	都市整備部 建築指導課	
事務事業名	建築審査会運営事務	電話番号	042-481-7512	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>建築審査会は、建築基準法第83条の規定により建築主事を置く市町村に置かれた特定行政庁の諮問機関であり、①基準法に基づく同意②審査請求に対する裁決③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の調査審議を行う。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の各分野から市長が任命する5人から構成される。本審査会は公開されており、市民は傍聴することが可能である。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	10回	47	建築審査会 (傍聴者1人)
合 計			47 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○開催日程は年度当初に決まっており、市ホームページに本審査会の開催案内、会議結果を記載している。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

教育部

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
75	調布市教育委員会定例会・臨時会	委員会・審議会	113	教育総務課
76	調布市教育プランの策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	61	教育総務課
77	調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	委員会・審議会	3	教育総務課
78	第2期調布市特別支援教育推進計画の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント手続	21	指導室
79	調布市立学校における教育の情報化推進計画の策定	パブリック・コメント手続	6	指導室
80	調布市社会教育委員の会議	委員会・審議会	90	社会教育課
81	調布市社会教育計画の策定	委員会・審議会, 説明会・意見交換会・ワークショップ, アンケート調査, パブリック・コメント手続	364	社会教育課
82	調布市公民館運営審議会の運営	委員会・審議会	66	東部公民館 西部公民館 北部公民館
83	調布市立図書館協議会	委員会・審議会	46	図書館
84	図書館利用者懇談会	説明会・意見交換会・ワークショップ	7	図書館
85	調布市立図書館緑ヶ丘分館移転についての説明会	説明会・意見交換会・ワークショップ	7	図書館
86	第4次調布市子ども読書活動推進計画の策定	パブリック・コメント手続	2	図書館
87	調布市文化財保護審議会	委員会・審議会	57	郷土博物館
88	下布田遺跡保存活用整備検討委員会	委員会・審議会	36	郷土博物館
89	下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ	説明会・意見交換会・ワークショップ	106	郷土博物館

市民参加手続 実践事業名	調布市教育委員会定例会・臨時会	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	教育委員会の運営	電話番号	042-481-7465	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
教育委員会定例会は、原則として毎月第4金曜日開催している。開かれた教育行政を目指すとともに、会議の透明性を確保するため、会議は原則として公開とされており、誰でも傍聴することができる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	15回	113	教育委員会 (傍聴者44人)
合 計			113 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○定例会は原則として教育会館301～303研修室にて公開で開催され、毎回数人の傍聴者がいる。 ○定例会は、その月の会議が終了次第、市ホームページで次の定例会の案内をしている。より多くの方が傍聴できるよう周知を工夫していく必要がある。				

市民参加手続 実践事業名	調布市教育プランの策定	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	調布市教育プランの策定	電話番号	042-481-7465	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市教育委員会では、教育基本法に基づき、調布市の教育振興基本計画として教育プランを平成22年3月に策定を行い、その後、市の基本計画等と整合を図る観点から、策定や改定を行ってきた。教育プラン（2019年度～2022年度）の計画期間が終了することに伴い、教育プラン（令和5年度～令和8年度）を策定するため、有識者、保護者、市民、小・中学校長などを委員とした検討委員会での検討を行うとともに、パブリック・コメント手続を実施し、内容の検討を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	6月22日、8月24日、 9月16日、10月19日、 1月23日	47	調布市教育プラン策定検討委員会 (傍聴者8人)
構想段階	パブリック・コメント手続	11月21日～12月20日	14	意見数35件、令和5年2月24日策定
合 計			61 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○検討委員会の開催及びパブリック・コメント手続の実施に当たっては、市報、市ホームページにおいて周知した。 ○検討委員会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席者間の十分なスペースを確保し、設備の消毒を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	学習環境の整備	電話番号	042-481-7465	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>本協議会は、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、児童・生徒が室内化学物質による被害を受けることなく安全で安心した学校生活を送れるよう、平成20年度に設置し、年1回協議を実施している。 令和4年度は、保護者として3人を任命し、意見を伺う機会を確保している。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	11月21日	3	室内化学物質対策推進協議会 (非公開)
合 計			3	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○児童・生徒の個人情報を取り扱うため、非公開としている。 ○令和4年度においては、本審議会の承認を経て、調布市立学校における室内化学物質対応マニュアルの別紙を一部改正した経緯とともに、改定後のマニュアルについて、市ホームページで公開した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	第2期調布市特別支援教育推進計画の策定	所管部課名	教育部 指導室	
事務事業名	特別支援教育の推進	電話番号	042-481-7585	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>「調布市特別支援教育推進計画」の計画期間終了に伴い、調布市の特別支援教育の基本理念である「どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します」の具現化に向けた特別支援教育の推進をさらに充実することを目的に、調布市特別支援教育推進計画策定委員会を設置し、令和5年度から令和8年度までの新たな計画を策定する。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月27日、10月12日、 1月18日	17	調布市特別支援教育推進計画 策定委員会（傍聴者1人）
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	11月21日～12月20日	4	意見数29件、令和5年2月策定
合 計			21	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>○市報、市ホームページ、ちょうふの教育において周知した。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席者間の十分なスペースを確保し、設備の消毒を実施した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市立学校における教育の情報化推進計画の策定	所管部課名	教育部 指導室	
事務事業名	調布市立学校における教育の情報化推進計画の策定	電話番号	042-481-7480	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
高度情報化による社会的変化が激しい現代において、児童・生徒が情報や情報技術を主体的に選択し活用する能力の育成のほか、教員のICT活用能力の向上、働き方改革、ICT環境整備を推進することで、調布市の教育の質の向上に取り組むための計画の策定にあたり、本計画素案に対し、市民から意見を募集するためパブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続	11月21日～12月20日	6	意見数16件、 令和5年2月策定
合 計			6	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市報、市ホームページ、ちょうふの教育において、調布市立学校における教育の情報化推進計画の策定を周知し、市民からの意見を募集した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市社会教育委員の会議	所管部課名	教育部 社会教育課	
事務事業名	社会教育委員の設置	電話番号	042-481-7489	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき、社会教育委員を設置している。社会教育委員は、市の社会教育に関して、調布市教育委員会に助言、答申等を行う。また、会議の透明性を確保するため、会議は原則として公開しており、誰でも傍聴することができる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	8回	90	社会教育委員の会議 (傍聴者26人)
合 計			90	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表など、「調布市審議会等の公開に関する条例」に基づき、市政運営における公正の確保・透明性の向上を図っている。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市社会教育計画の策定	所管部課名	教育部 社会教育課	
事務事業名	調布市社会教育計画の策定	電話番号	042-481-7489	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市社会教育計画（平成25年3月策定）の計画期間が令和4年度で終了することに伴い、令和5年度から8年度までを計画期間とする調布市社会教育計画を策定するに当たり、社会教育委員の会議での協議と併せて、社会教育計画策定ワーキンググループ会議で検討するとともに、広く市民の意見を聞くため、アンケート、パブリック・コメント手続及び市民意見交換会を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	6回	66	社会教育委員の会議 (傍聴者19人)
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	5回	40	社会教育計画策定ワーキンググループ会議
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	11月29日	14	調布市社会教育計画素案に関する 市民意見交換会 (教育会館201・202会議室) ※オンライン（Zoom）での参加 も可
計画策定・条例制定段階	アンケート調査	7月5日～19日	237	次期調布市社会教育計画策定 に向けたアンケート
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	11月21日～12月20日	7	意見数36件、 令和5年2月24日策定
合 計			364	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○多様な市民の意見が把握できるように、アンケートについては紙及びインターネットにより回答を回収した。 ○市民意見交換会については、日時を平日夜間に設定するとともに、オンライン（Zoom）での参加も可能とした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市公民館運営審議会の運営	所管部課名	教育部 東部公民館 教育部 西部公民館 教育部 北部公民館	
事務事業名	東部公民館の管理運営、西部公民館の管理運営、北部公民館の管理運営	電話番号	03-3309-4505	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
公民館運営審議会は、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議することを目的とする。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	66	調布市公民館運営審議会 (傍聴者14人)
合 計			66	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○公民館の利用者の広がりにつなげる。 ○多くの高齢者に利用していただいているが、若年層への広がりが課題である。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市立図書館協議会	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	図書館協議会の運営	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館が行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関とする。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5月19日, 7月21日, 10月20日, 1月26日	46	調布市立図書館協議会 (傍聴者1人)
	合 計		46 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○幅広い教育関係者等からの質問、要望、意見を伺い、図書館に関する情報提供を行った。 ○開催に当たっては、学校及び社会教育関係の会議が重複しない日程で実施している。 ○令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Zoomでの出席を可能とした。				

市民参加手続 実践事業名	図書館利用者懇談会	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	成人利用者の読書活動の推進	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
図書館運営に、より多くの市民、利用者の声が直接反映できるように、中央図書館と分館を会場においてあらかじめ設定したテーマに沿って意見交換を行う利用者懇談会を実施している。第1部では、テーマを「予約の本が届くまで」とし、予約・リクエストの申込方法や未所蔵資料の新規購入・他自治体図書館から借用する場合など、予約資料が利用者の手元に届くまでの流れを説明した。第2部では「令和3年度図書館事業報告」、「令和4年度調布市立図書館事業計画」の概要を説明した後、図書館への御要望・御質問等を含めた意見交換を実施した。その他、利用支援サービス利用者懇談会も開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業評価の段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	中央図書館：11月17日	5	図書館利用者 (たづくり1001学習室)
事業評価の段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	分館：11月24日	2	図書館利用者 (深大寺分館集会室)
	合 計		7 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は中止、令和3年度は時間を短縮して実施したが、令和4年度は時間も定員も通常に戻して実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市立図書館緑ヶ丘分館移転についての説明会	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	図書館分館の整備（調和分館，神代分館，宮の下分館，緑ヶ丘分館，若葉分館，佐須分館）	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市立図書館緑ヶ丘分館の移転について，決定していることや今後の予定等を説明し，参加者から御意見をいただく場として開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会・ワークショップ	12月16日	7	図書館利用者 (緑ヶ丘分館おはなし室)
合 計			7 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫，情報提供の工夫など）				
○緑ヶ丘分館の利用者が参加しやすいよう，会場を緑ヶ丘分館のおはなし室とした。 ○夜間の開催としたため，利用者のほとんどが高齢の方となり，子どもやその保護者世代の御意見を伺うことができなかった。次回，開催することがあれば，学校等へのアンケートなど，幅広い世代の御意見を伺う必要がある。				

市民参加手続 実践事業名	第4次調布市子ども読書活動推進計画の策定	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	子どもの読書活動の推進	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
「第4次調布市子ども読書活動推進計画」の策定について，パブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	11月21日～12月20日	2	意見数6件，令和5年3月策定
合 計			2 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫，情報提供の工夫など）				
○子どものいる家庭や子どもの読書に関わる市民から意見を収集することが課題。学校を通して各家庭に意見を収集する等，意見の収集方法について工夫が必要である。				

※1 実施段階は，「構想段階」，「庁内案を決定した段階」，「計画策定・条例制定段階」，「事業実施段階」，「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は，「委員会・審議会」，「説明会・意見交換会・ワークショップ」，「アンケート調査」，「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは，委員に市民を含むもの，または，会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は，回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は，職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市文化財保護審議会	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	文化財保護審議会の運営	電話番号	042-481-7656	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市文化財保護審議会は、市内の文化財について、その保存及び活用を目的に審議を行う機関であり、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。学識経験者等で構成されており、市民の文化財への関心を高め、その保護に資するよう会議を一部公開している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	9回	57	文化財保護審議会 (傍聴者0人)
合 計			57	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○市報・市ホームページにおける効果的な周知方法の検討を行う。				

市民参加手続 実践事業名	下布田遺跡保存活用整備検討委員会	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	国史跡下布田遺跡の整備・活用	電話番号	042-481-7656	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
下布田遺跡整備事業の推進として、保存活用計画及び整備基本計画に基づき、基本設計を実施した。有識者や地域住民、市職員で構成する検討会（下布田遺跡保存計画整備検討委員会）を開催し、基本設計の審議・検討を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	36	下布田遺跡保存活用整備 検討委員会（傍聴0人）
合 計			36	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○公開方法、市報・市ホームページにおける効果的な周知方法の検討を行う。 ○新たな傍聴者に対しても分かりやすい進行や資料構成を検討する。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	国史跡下布田遺跡の整備・活用	電話番号	042-481-7656	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市民協働事業として下布田遺跡史跡整備市民ワークショップを開催し、基本設計に市民意見を反映させたほか、史跡の活用プログラム検討等に取り組んだ。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会・ ワークショップ	8回	106人	市報により参加者募集 (教育会館, 下布田遺跡等)
合 計			106 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○公開方法、市報・市ホームページにおける効果的な周知方法の検討を行う。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

議会事務局

令和4年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
90	(仮称)調布市議会の個人情報の保護に関する条例の 制定	パブリック・コメント手続	7	議会事務局

市民参加手続 実践事業名	(仮称) 調布市議会の個人情報の保護に関する条例の制定	所管部課名	議会事務局	
事務事業名	議会個人情報の取扱いに関する事務	電話番号	042-481-7291	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和5年4月から施行される「個人情報の保護に関する法律」（以下「新個人情報保護法」という。）の規律が地方公共団体に適用される一方で、地方公共団体の議会は、個人情報保護に対する基本的な責務などの規定を除き、新個人情報保護法の適用対象外となることから、調布市議会として新たに個人情報の保護に関する条例を制定した。制定にあたり、調布市パブリック・コメント手続条例に準じて、パブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続	10月3日～11月1日	7	意見数38件、令和4年12月20日制定
合 計			7 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
○議会運営委員会の委員（任期：令和3年6月～令和5年5月）が中心となり、条例案について協議し、令和4年第4回定例会にて委員会提出議案として制定した。調布市パブリック・コメント手続条例に準じて、市報ちょうふや市ホームページで広く周知を図り、パブリック・コメント手続を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。